

令和3年7月27日（火）

## 令和3年第7回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、5番：玉元正助委員、6番：砂川佳弘委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の  
順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換  
移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたし  
ます。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）は10件ござ  
います。受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から10番は、別紙参考資料1ページから10ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たし  
ております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、旧宮島小学校の北側の土地改良区に位置し、譲受人は農業用施設の継続であります。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、長南公民館の東側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員をお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、川満自治会の東側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営でバナナ、パパイヤ等の施設園芸作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員をお願いいたします。

**玉元委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、伊良部消防出張所の西側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号5番の説明で場所は、県営久貝団地の東側に位置し、譲受人は5年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号6番の説明で場所は、トラック協同組合から下地線向けに位置し、譲受人は17年の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、長浜ファミリーマートの隣に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、伊良部消防出張所の西側500mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号9番の説明で場所は千代田陸上自衛隊の北側に位置し、譲受人は兄の鉄骨ハウスを交換移転して、機械等も所有しての野菜栽培です。

受付番号10番の説明で場所は千代田陸上自衛隊の南側に位置し、譲受人は弟の土地を交換移転して、機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）」受付番号1番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（貸借権の設定）は、5 件でございます。受付番号 1 1 番から 1 5 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 1 1 番から 1 5 番は、別紙参考資料 1 1 ページから 1 5 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号 1 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 5 番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号 1 1 番の説明をいたします。場所は、野原自衛隊宿舎の南東 5 0 0 ㎡に位置し、譲受人は譲渡人から機械等を借用してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 1 区推進委員をお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、佐良浜から国仲集落向けに位置し、譲受人は 2 0 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 3 番と 1 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 5 区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号 1 3 番と 1 4 番の説明をいたします。1 3 番の場所は、松ヶ原ゴルフ場の北側の基盤整備地区に位置し、受付番号 1 4 番の場所は、松原団地から徳州会病院向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、増原集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有しての牧草管理です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（貸借権の設定）」受付番号11番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番は、別紙参考資料16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号16番の説明をいたします。場所は、TSUTAYA とファミリーマート間の道路の裏側と狩俣採石の裏側とあしたの農園から高野漁港向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ作とカボチャ作栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。受付番号17番から23番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号17番から23番は、別紙参考資料17ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号17番から23番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、13件でございます。  
受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長南公民館の北西500mに位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ栽培での使用貸借です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は城辺小学校の東側 2 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培での賃貸借です。

**議 長：** 次に受付番号 3 番と 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 6 区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号 3 番の場所は、福北団地の東側 1 0 0 ㎡に位置し、受付番号 4 番の場所は、友利集落の北側に位置し、譲受人は 1 0 年以上の農業経営で機械等も所有して、家族経営で葉たばこ栽培での賃貸借です。

**議 長：** 次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 1 区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は高千穂公民館の東側 1 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサツマイモ作栽培での賃貸借です。

**議 長：** 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員にお願いいたします。

**高原推進委員：**

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、来間集落の南側の長間浜海岸付近に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家で使用貸借です。

**議 長：** 次に受付番号 7 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 3 区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号 7 番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から新里集落向け 3 0 0 ㎡の公園の南側に位置し、譲受人はマンゴー栽培農家での賃貸借です。



議 長： 次に受付番号 8 番と 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 1 区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、國仲線より東側のファームポンド向かいに位置し、譲受人はカボチャ作栽培での使用貸借です。

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、横岳団地の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して家族経営でサトウキビ栽培での使用貸借です。

議 長： 次に受付番号 10 番から 13 番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号 10 番から 13 番の説明を参考資料にて説明します。

受付番号 10 番と 11 番は場所は、沖縄製糖工場の南側に位置し、沖縄県農業振興公社から譲受人への賃貸借です。

受付番号 12 番の説明をいたします。場所は、福嶺小学校の南側に位置し、沖縄県農業振興公社から譲受人への賃貸借です。

受付番号 13 番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の東側に位置し、沖縄県農業振興公社から譲受人への賃貸借です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：** 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。  
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、西辺の太陽農園の東側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

**狩俣推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、新城公民館の近辺に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、比嘉集落の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 2 区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の近辺の E 3 工場の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して現在の牧草地を開墾してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、上野中学校から新里集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有して、規模拡大でのサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は3件でございます。  
受付番号1番から3番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和3年7月8日(木)に調査員として2番：奥浜委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主査、仲間さんの合計7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時20分まで現地調査、午後4時20分から午後4時40分まで事務局にて調査内容調整会議、6月15日の内部審査会での4条申請4件、5条申請15件、合計19件の調査結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、厚生園の南側180<sup>㎡</sup>に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野ソバミネ集落の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10 ha以上の規模の一団農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、久松小学校の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古高校グラウンドの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、18件でございます。受付番号1番から18番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から18番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。(受付番号9番から11番は資料不足の為保留とする)

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、西城保育所から比嘉集落入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。



砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所はタウンプラザかねひでの西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上区構造改善センターの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古保健所の西側300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地、用途地域第1種中高層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、多良川工場の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・段差等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、ムサアザ福祉会ふれあいの里の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、ムサアザ福祉会ふれあいの里の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、来間離島振興センターの南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので原案のとおり決定いたします。

議 長： 受付番号9番から11番は資料不足の為、今回は保留とします。  
次に、受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄平良生産資料センターから高野集落向け400mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・段差等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄平良生産資料センターから高野集落向け400㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・段差等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、松原市営住宅の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、サウスウインド産業廃棄物中間処理場の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、一時転用の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、新城公民館の東側550㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、特別養護老人ホーム宮古の里から西側480㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、既存施設の拡張の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、市営砂川団地の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一团農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第7議案第6号は（受付番号9番・10番・11番を除き）原案どおり決定いたしました。



議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。7月7日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、新城集落の北側に位置し、申請地は岩盤が多く、樹木が生い茂って農地として利用できない事を確認して、非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。7月13日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、沖縄製糖工場の南側：ファミリーマートの東側100mに位置し、道路の高低差が大きく、排水路で湿地となっているため農地としての利用が出来ないことを確認して非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。7月13日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、高千穂の金城陶芸の西側150mに位置し、農地としての利用がなく、原野化している事を確認して非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。7月9日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、長山港の近辺に位置し、長年耕作されていなくて、岩盤が多い事を確認して非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

議 長： はい、13番委員

砂川委員：

5条申請の受付番号1番の件についてですが、我々、農業委員は優良農地を守ることが最大の目的であります。申請時に書類等の不備がなく提出されている申請に関しては、どうしても認められる事だと思いますが、しかし、城辺の長間地区整備事業等で整備を行い計画していく中での、土地の虫食いに土を採集していくことは、今後どうなっていくのか、農地法と照らしてもなかなか解決出来ないことですが、我々農業委員は将来を見越して慎重にこういった事を運んでいかななくてはならない。今後、土地の虫食いに土の採集等があった場合は慎重に審議しなければならないことだと思います。

議 長： はい、そうですね。

土を採集して、そのままほったらかしの現場が見受けられますので、今後も土の採集現場等には、復元して元に戻すということを指導して行きたいと思いますので、委員の皆さんもよろしくお願いします。

議 長： ほかに発言等はありませんでしょうか。

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和3年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和3年7月27日（火）

会 長 芳 山 辰 巳  
5番委員 玉 元 正 助  
6番委員 砂 川 佳 弘